

令和元年度志木市ふれあいミーティング 開催記録

- 1 日 時 令和2年2月5日（水） 午後1時15分～2時45分
- 2 場 所 いろは遊学館3階 第1・第2研修室
- 3 団体名 いろは大学
- 4 参加者 51人



5 内 容 次のとおり

1) 団体の活動紹介

2) 議題

- ①超高齢化社会における志木市の政策・施策について
- ②志木市の介護給付の実情・「認知症」について
- ③市役所の AI 化について
- ④市内の上・下水道について
- ⑤災害について
- ⑥台風災害時（台風 19 号等）の市の対応について
- ⑦SDG s（エスディーズ・持続可能な開発目標）について
- ⑧「地方税」の滞納・徴収について
- ⑨志木市の審議会委員の選出方法について
- ⑩「市民力」について
- ⑪「食改食堂」の設置の提案

3) 意見交換・質疑応答

…参加者の皆さんからのご意見・ご質問など …市長コメント

①【超高齢化社会における志木市の政策・施策について】

老年化に伴う病気、認知症は避けられないのが現実です。

介護予防事業としての施策は「自助」として必要であるが「公助」としてのサポート体制の強化をお願いしたい。（要望）

以下（iii）・（iv）練馬区を参考にして欲しい。

- （i）介護認定の迅速化
- （ii）サポートスタッフの充実
- （iii）福祉サービス施設の増設
- （iv）相談業務のネットワーク化

（i）迅速化が大きなテーマとなります。手続きの簡素化と負担軽減の為、認定の更新の方に関しては、有効期限 12ヶ月のところ、要支援 1 から要介護 3 までは 24ヶ月（2年）に、要介護 4 と 5 については、有効期限を 36ヶ月（3年）に延長したところです。

また、年度によって、申請件数が多い年は、1回あたりの合議体の審査件数を増やしたり、委託認定調査員を増やすことで、介護認定の迅速化を

図っています。

- (ii) サポートスタッフの充実というところですが、ご高齢の方やそのご家族などを対象に介護への悩みや心配ごとなどについて、様々な面から支えるために志木市では市内5地区に高齢者あんしん相談センターを設置しているところです。

高齢者世帯もさらに年々増加傾向にあることから、高齢者あんしん相談センターをはじめ関係機関による連携強化など、必要に応じてサポート体制の充実を検討してまいります。

- (iii) 志木市では高齢化率が24.4%という状況で、一方、要介護に至っている方は15.2%であります。高齢化は進んでいるが、要介護認定率は低くできています。高齢化が進む中で施設（特別養護老人ホーム）の充足を心配されていると思うのですが、志木市は入所の倍率が約2倍、新座市は3.7倍、朝霞市は4倍、和光市が9倍ということから充足をしているということです。特別養護老人ホームの倍率を見ても志木市は充足しているのかと思います。

施設の整備については、数年後には団塊の世代が後期高齢者となることにより、認定者数の増加が、今まで以上に上がることが見込まれます。これらの状況を踏まえ、第8期介護保険事業計画の策定過程において、今後検討していくこととなります。

- (iv) 相談業務など、認知症などの支援については、高齢者あんしん相談センターや障がい者等相談支援事業を一次相談機関として位置づけ、後見ネットワークセンターと連携して支援を行っており、各サービス事業者も含めた相談業務のネットワークを構築しているところです。

さらに、次年度には後見ネットワークセンターと障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者への支援を行う生活相談センターが一体的に相談を行う「基幹福祉相談センター」も開設し、市民への相談支援に関するネットワークづくりを強化してまいります。

②【志木市の介護給付の実情・「認知症」について】

- 10月20日(令和元年)に市長から感謝状を頂きました。受賞理由は「85歳迄介護保険の給付を受けていないのが良かった」ということです。そこで当市の介護給付の実情、特に「認知症」についてお伺いします。

- (i) 志木市の要介護者の数、その割合は？(国・新座市・朝霞市との比較)
(ii) 志木市の要介護の種類(そのうち 認知症の割合はどのくらい)？
(iii) 志木市で施設、在宅サービス、介護予防の研修会等を実施しているかどうか？

- (iv) 入所待機者（特に特養等）はどのくらいいるか？
- (v) 新聞で足立区の認知症の実態調査を実施していることや世田谷区で認知症の対策条例をつくったことを新聞で見ました。志木市で認知症対策などの新規事業として考えているものはあるか？

□

- (i) 85歳以上になって要介護認定を受けていない方に志木市から感謝状と市内で使える商品券をお渡しさせていただいております。

要介護（要支援含む）数及び認定率は以下のとおりです。

（他市との比較ができるよう、10月末現在の数字としています）

志木市	2, 814人（認定率15.2%）
新座市	6, 559人（認定率15.6%）
朝霞市	4, 495人（認定率16.4%）
県平均	（認定率15.4%）
国平均	（認定率18.5%）

- (ii) 要介護認定者のうち認知症が第1疾病の方は737人、約25%となっております。
- (iii) 志木市には、長期、短期入所から通所、介護認定の申請認定代行まで、利用者の方の状態に合わせてさまざまなサービスを受けることができる事業所があります。

また、配食サービスや訪問理美容サービスなど、ご高齢の方の日常生活を支えるような在宅サービスの提供も行っております。

介護予防事業につきましては、ご高齢の方が要介護、要支援状態にならないよう、日常生活に運動習慣を取り入れるきっかけづくりとして、シニア体操教室や脳リフレッシュ教室を市民会館や市民体育館、総合福祉センターなどで開催しており、広報しきでお知らせしておりますので、ぜひ、積極的に皆さんもご参加ください。

- (iv) 昨年4月1日現在の数字となりますが、埼玉県調べによる志木市の特養待機者は134人（うち要介護3以上の方110人）となっております。

また、内訳を見ると、緊急度が比較的高いと思われる「在宅で要介護3以上」の方は48人となっております。

- (v) 志木市では認知症の方を地域で見守る仕組みづくりとして全国的にも初めて認知症SOS声かけ模擬訓練の実施やホッとあんしん見守りシステムの構築による民間事業者等との協働を進めております。

併せて、認知症初期集中支援チーム事業による認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みのほか認知症について正しい理解を広げるために認知症サポーター養成講座の実施や認知症についての詳しい内容を案内する

冊子、認知症ケアパスを発行するなど情報共有しながら様々な取組みを行っております。

新規事業ではありませんが、認知症ケアパスにつきましては、令和2年度にさらに多くの方にご活用いただけるよう内容の見直しを行い、第3版の発行に向けて高齢者あんしん相談センターをはじめとする関係機関等と協議を進めるなど、既存事業の充実を図ってまいります。

③【市役所の AI 化について】



- (i) 市役所の AI 化の進展は埼玉県内では、どの程度の進捗度合か？
- (ii) 市役所内の部課内で、最も進んでいる部署は？ (1 番・2 番・3 番迄)
- (iii) 逆に進んでいない部署は？

□ 働き手が減っていく中で、行政職員も減っていきます。行政サービスの低下などが想定される中でロボットなどを活用していく必要があると思います。

埼玉県内の自治体で AI を活用した業務を行っているのは、さいたま市、戸田市、草加市、吉見町で、その他の自治体では、現在導入を検討しているもしくはどのように導入するか模索しているというのが現状です。

本市では、現在 AI を業務に活用している部署はございませんが、来年度 AI チャットボットや AI-OCR というシステムの実証実験を実施し、AI が業務に活用できるかなどを検証する予定です。

実証実験のひとつであります、AI チャットボットとは、LINE や市ホームページのチャットボット専用サイトなどを活用し、子育て・引越・ゴミの出し方など様々な市役所の手続きや制度に関する質問について、24 時間 365 日、いつでも AI が対話形式で回答するサービスです。

また、AI-OCR とは、従来の OCR では認識できなかった、枠から外れた文字やフリーハンドで書いた文字なども AI が学習して、申請書など手書きの書類や帳票を読み取ることができ、文字データ化が可能となります。

これらの実証実験の結果を精査し、市民サービスの向上や、業務の効率化が図れるかなど結果を分析し、本格導入について見極めてまいります。

今後も、AI などの新たな ICT 技術が、市の業務に活用できるかを研究、検証に取り組み、遅れていかないように対策を講じていきたいと思っております。

④【市内の上・下水道について】

■ 志木市は、昭和 40 年代の後半から人口増が進み、発展をしてきたが、40 年から 50 年の歳月が流れ、下水管の腐食化が相当すすんでいると思っております、

- (i) 何パーセント位、改善されているのか？
- (ii) 後、何年位で完全化が見込まれるか？
- (iii) 水道管の老朽化（法定耐用年数 40 年）の改修工事やその他で、2025 年に水道料金 35%の値上げが必要との試算があるが、市長さんに将来像をお伺いします。

□

- (i) 当市の下水道は、分流式下水道と言い、下水道管を污水管と雨水管に分けています。污水からは、硫化水素などの腐食ガスが発生しますが、本市では、污水管には、腐食に強いとされる陶管を多く使用しているため、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間で行ったカメラ調査でも腐食箇所は確認されませんでした。よって、ご質問の腐食に対する改善率については、該当はありません。しかしながら、一方で、陶管は衝撃に弱く、破損箇所が確認されましたので、更新計画を立て、令和 5 年度から工事を行う予定です。

雨水管につきましては、ヒューム管を使用しています。污水管のように腐食ガスが発生しないことから、腐食の心配はありませんが、老朽化等は進みますので、必要に応じて対策を進めていきます。

- (ii) 毎年度の収入見込みにより予算が決まるため、污水・雨水共に 1 年間に工事できる延長には限りがあります。

このため、緊急性のあるものを除いては、ひとつの更新が終わっても次のものが控えている状況が続き、全ての対象箇所の更新を終える頃には、初期に更新を行った箇所に新たな更新の必要が生じていることも考えられるため、完全化は難しい状況であります。

ちなみに下水道管の耐用年数は、50 年とされています。本市の場合、20 年後には、50%の下水道管が耐用年数を超過していることとなりますが、50 年を経過したものを順次、更新していくと、毎年、4 億円以上が必要となります。

なお、水道管につきましては、主な管種であるダクタイル鋳鉄管の延長は、平成 30 年度末で、約 139 km、このうち 40 年経過管は、14 kmで、およそ 10%が耐用年数超過となっています。

今後、耐用年数を超過する管が増大してきますが、管路の更新計画及び耐震化計画に基づき、毎年、約 1 kmの管の耐震化を進めていきたいと考えております。

- (iii) 本市の水道事業の収入は、平成30年度決算で、水道料金約10億円、加入金約1億9千万円（共に消費税抜き額）ありました。

しかしながら、マンション建設や大規模宅地開発に頭打ちの兆候が出てきているため、令和元年度の加入金の見込みは、前年比で50%程度の減少と見込まれます。

また、料金収入についても節水機器の普及が進むことで、今後は、水道水の使用量の伸びが期待できません。さらに新聞、テレビ等で全国的な問題として報道されていますし、前述のように本市においても、今後、管や浄水場などに老朽化及び耐震化等の対策が必要となり、多額の費用がかかる見込みであります。

このため、現在の料金体系のままでは、皆様に「安全と安心」な水道水を継続的にお届けすることは非常に困難な状況となってくるため、ご質問にあるような「値上げ」の時期・上げ幅は、現在のところは試算の段階の話ではあるものと認識しております。

志木市の水道水は美味しいので、ぜひ、皆様に飲んでいただきたいと思っております。

⑤【災害について】



- (i) 地球温暖化が進み大きな災害が常態化されつつあり台風シーズンになると、水が親水公園に溜まり土手を溢れる状況になって、いつも心配しています。改善計画は、あるのですか？
- (ii) 2018年6月の大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により女兒が死亡した事故が発生しましたが、志木市では危険ブロック塀に対し、補助金を出して改修を促進したがその結果はどの程度進んだのですか？



- (i) いろは親水公園の土手については、河川改修計画に基づき平成16年度から平成19年度にかけ改修済みになっております。質問にある親水公園の土手は、明治時代に築堤されたものであり、現在は土手としての役割から遊歩道として市民の皆様へ憩いの空間として利用されております。

柳瀬川につきましては、高橋の上流に擁壁工事による対策を予定しております。荒川につきましても志木市側の国道463号の道路部分が堤防よりも低く、越水する可能性が多方ございますので、羽根倉橋西交差点から羽根倉橋までに横堤防をつくり荒川の越水を防ぐようにしていきます。

- (ii) 市では、2018年6月18日に発生した大阪北部地震の痛ましい事故を受け、翌19日から、市内のブロック塀のうち、傾きや老朽化が顕著なもの、高さが1.2メートル以上のもの、石積みのもので、617の危険と思われるブロック塀を確認いたしました。

その後、民間の危険ブロック塀の撤去及び改修に係る費用に助成制度を設けて、改修に向けた支援に取り組んでまいりましたが、平成30年度は15件、今年度については4件と、これまで19件と割合にして、3.08パーセントという状況となっています。このため、引き続き、補助金のPRを積極的に行い、危険ブロック塀所有者への改修に向けた啓発及び支援をしてまいります。

⑥【台風災害時（台風19号等）の市の対応について】



- (i) 総合福祉センターが、使用できなかった。

避難情報（避難準備・高齢者等避難開始）が発令されたため、障がいを持っているので、福祉避難所となる福祉センターへ避難をしたが、開設していなかった。どうして避難情報が発令されているのに、公共施設である福祉センターが避難所として開設していなかったのか。

- (ii) 第二福祉センターが、定員増で断られた。健常者の避難者が第二福祉センターへ避難をしたが、定員増で断られた。

- (iii) 台風19号時の市幹部の有給使用が新聞沙汰になっていた。

- (iv) 台風15号の大規模停電に伴う断水は水を送る為の加圧ポンプが止まったのが大きな理由。本市の備えは？

参考意見

今後、車でしか移動できない方が増える為駐車出来る広場やペット同伴の避難場を検討して欲しい。



- (i) 市の方針として、災害発生時には、まず初めに市内の8小学校を避難所として開設することとしており、順次、避難生活が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者が避難されてきた場合に福祉避難所として福祉センターや第二福祉センターを開設させていただきました。

しかしながら、今回の台風19号のように、避難情報を発令した際には、小学校の避難所と福祉避難所を同時に開設した方が良いことや直接福祉避難所へ避難をする要配慮者の方もいることが判明したため、今後の避難所開設方法について、再検討する必要があると考えております。

- (ii) 第二福祉センターは10月12日11時に福祉避難所として開設しました。第二福祉センターの最大収容人数約500人に対し、18時時点で最大22人の方が避難された状況でした。

しかしながら、第二福祉センターは、通常の避難所では生活が厳しい高齢者や障がい者等を受け入れる福祉避難所である旨の説明は行ったとのことなので、誤解を招いた可能性はあります。

- (iii) 災害対策につきましては、市職員として最優先で対応すべきところ、私的用事を優先させたことは、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

当該職員は、令和元年10月12日(土)に襲来した台風第19号により、災害対策本部が設置され、全職員が対応する中、災害時には陣頭指揮を執る職責にありながら、私的な旅行を優先してこれに当たらなかったことは、市の災害対策の責任者のひとりとして危機管理意識が甘く、著しく不適切な判断と行動であったことから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定により戒告としたものです。

また、休暇中の当該職員に対して、災害対策連絡会議の決定事項を伝達しなかった上司2人に対して文書注意を行いました。

- (iv) 水を送るための加圧ポンプは、浄水場に設置されており、大規模停電の場合、浄水場に自家発電機が設置されているため、宗岡浄水場であれば18時間、大原浄水場では10時間、市内全域に水を送ることができます。

また、4階以上の一般住宅やマンションなどにも加圧ポンプが設置されていることが多く、停電時には、その建物に非常用発動発電機などが無い場合、水が供給されません。このような建物では、日頃からの備えとして、非常用発動発電機などを準備しておくことが必要だと思います。

なお、各小学校の備蓄倉庫には飲料水を備蓄しており、また、受水槽の水を停電時でも利用出来るよう備えております。

⑦【SDGs (エスディーズ・持続可能な開発目標) について】

- SDGs (エスディーズ・持続可能な開発目標) について教えてください。

本市は既に「環境基本法」の中で進めている様ですが、「SDGs」はまだ認知度が低く思われるので、公共施設等の具体的事例を交えて、今後の施策を教えてください。(議会との関係上答えられない場合は結構です。)

- SDGs については、健康、福祉、環境、教育など、地球上の全ての人々が力を合わせて取り組んでいく国際社会全体の開発目標であり、地方自治体においても、共有の目標としてSDGsモデルの構築を進めていく必要があると認識

しています。

このため、今後、SDGs の推進に資する取組を展開していくために、まずは令和2年度に策定を予定している「志木市将来ビジョン後期実現計画」において、SDGs に関する取組を盛り込んでいきます。

併せて、市民の皆様の SDGs の認知度が高まるよう、機会を捉え効果的な周知を図っていきます。

⑧【「地方税」の滞納・徴収について】

■ 「地方税」の滞納・徴収について

毎年広報誌に公表される地方税の滞納・回収状況について、「高額滞納者」が常に掲載されているがなぜ回収が進まないのですか？

少額滞納者には、近隣市より厳しい対応と聞くが・・・

□ はじめに「少額滞納者には近隣市より厳しい」とのご指摘ですが、納期限内納付者と税負担の公平性を保つことが最重要であり、滞納額の多少に関わらず同様の処分を行っております。

次に、広報に公表しております「高額滞納者」についてですが、100万円以上の滞納者の過半数が国民健康保険税（延滞金含む）の滞納であり、その多くの方が高齢者となっております。

滞納者の生活状況や年齢等を勘案しますと、給与や預金など換価価値のある財産はなく、差押等の滞納処分ができず滞納が解消されない状況となっております。

このような中、生活困窮者等に対しましては、滞納処分の執行停止など納税緩和制度を適正に実施しておりますことから、今後、高額滞納者の数は減少していくものと考えております。

⑨【志木市の審議会委員の選出方法について】

■ 志木市には審議委員がいらっしゃると思うが委員の選出方法について、お伺いしたいです。

(例えばいろは遊学館や下水道施設課はどのような方を選出しているのか?)

□ 各附属機関の委員の選出方法につきましては、「附属機関の委員の選任基準」に則り、選任しております。

基準としましては、連続して3期又は4期務め、かつ、任期の開始日に75歳以上である場合は、原則として、委員に選任し、又は委嘱しないものとしております。

ただし、文化財など専門分野の知識を有する場合など特別の理由がある場合などは例外として選任する場合があります。

例示のいろは遊学館には、いろは遊学館等運営審議会が設置されており、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の内から、教育委員会が委嘱する。となっておりますので、推薦母体より推薦していただき、教育委員会が委嘱しています。

また、水道事業及び下水道事業の諮問機関として「志木市上下水道事業審議会」が設置されており、委員の選出につきましては、条例に基づき、学識経験者及び水道・下水道使用者で10人以内としております。

現在は、10人の構成で、内訳は、学識経験者が6名、水道・下水道使用者が4名となっております。

選出にあたっては、他の審議会等の委員と重複しないことや志木市男女共同参画推進条例の基本理念を尊重するとともに、年齢や地域の構成割合に配慮して選任予定者を選出し委嘱しています。

⑩【「市民力」について】

- 「市民力」と言うが、これから市等にかかわっていくボランティアに対して行政はどういう関わり方をしていくのですか？

- 現在、本市では各種審議会や運営委員会等に、市民の持つ豊富な知識や経験を活用する目的で「市民力人材バンク」事業を実施し、様々な分野において市民に参画していただいております。
また、新たな生きがいを創出することを目的とした「アクティブシニア等の社会参加支援事業」を平成30年度より開始したところではありますが、本事業は、ボランティア活動をはじめとした地域デビューを望む市民の方と、実際に活動している様々な団体とを結びつける内容となっており、今年度は、総合福祉センターホールを会場とし3月18日（水）に実施いたします。
また、令和2年度は、産業観光課・ハローワーク朝霞・朝霞地区雇用対策協議会が主催となって実施している「シニア世代就職面接会」と合同で、市民体育館2階アリーナ全面を使用し開催する予定でおります。
今後につきましても、本市は、そのような市民とボランティア団体とをつなげる仲介役としての機能を果たし、多くの市民がボランティア進出できるような体制を築いてまいります。

⑪【「食改食堂」の設置の提案】

- 現在市民会館の中、又は近くに落ち着いて、手軽にお茶を飲んだり、食事

ができる場所がありません。そこで、現在食改（食生活改善推進員）に所属し活動している中で「先生が作られる体に良いメニュー」もたくさん提供され、また、食改に所属している皆さんの中には、ボランティア精神もあり、料理も手際よくなさっている方もいらっしゃいます。

「体に良いメニュー」と、その様な市民力を生かし、例えば「食改食堂」なんて有るのはどうでしょうか？

人件費をかけずにランチ500円、コーヒー100円位でシニアや若い方の交流の場として使用できる「おしゃれな食堂」が有ったら素敵だと思います。難しい事とは思いますが、こんな事を考えている一市民もいると受け止めて頂ければと思います。

□ 本市では、地域の拠り所を設置目的に「いろは元気サロン本町」を設置し、地域の高齢者の方々が湯茶を飲みながら交流をする場を提供しております。

その他にも、空き家を有効活用し、多世代が集い、ふれあい、楽しむことを目的とした「コミュニティふれあいサロン事業」を実施しているところでございます。

食事ができる交流の場の提供といたしましては、志木第四小学校北校舎を活用し「ふれあい館もくせい」がございしますが、最近では、宗岡地区の空き店舗を活用し、NPO法人が子ども食堂を立ち上げ、空き店舗等活用事業補助金の交付を受けて運営をされている事例もございします。

今後におきましては、今回ご提案の中にある「食生活改善推進員協議会」のみなさまのような「食分野」に特化した団体から、ボランティアとして食の場を提供したいという要望があった際に、上述した場所にて実施が可能かどうかを担当課及び運営団体と調整してまいりたいと考えております。